

第十六十三回 参議院 決算委員会 會議録 第一号

平成十七年十月十九日(水曜日) 午前十時四十三分開会

委員氏名

- 委員長 鴻池 祥肇君
- 理事 荒井 正吾君
- 理事 田浦 直君
- 理事 山内 俊夫君
- 理事 神本美恵子君
- 理事 松井 孝治君
- 理事 山下 栄一君
- 理事 小池 正勝君
- 理事 坂本由紀子君
- 理事 武見 敬三君
- 理事 中原 爽君
- 理事 中村 博彦君
- 理事 西島 英利君
- 理事 野村 哲郎君
- 理事 森元 恒雄君
- 理事 山下 英利君
- 理事 山本 順三君
- 理事 尾立 源幸君
- 理事 加藤 敏幸君
- 理事 佐藤 雄平君
- 理事 高橋 千秋君
- 理事 谷 博之君
- 理事 羽田雄一郎君
- 理事 林 久美子君
- 理事 藤末 健三君
- 理事 峰崎 直樹君
- 理事 遠山 清彦君
- 理事 西田 実仁君
- 理事 小林美恵子君
- 理事 又市 征治君

委員長の異動
十月十二日鴻池祥肇君委員長辞任につき、その補欠として中島真人君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

- 九月二十六日
高橋 千秋君 補欠選任 和田ひろ子君
羽田雄一郎君 補欠選任 築瀬 進君
林 久美子君 補欠選任 那谷屋正義君
峰崎 直樹君 補欠選任 直嶋 正行君
- 十月三日
尾立 源幸君 補欠選任 蓮 舫君
小林美恵子君 補欠選任 紙 智子君
- 十月四日
加藤 敏幸君 補欠選任 前田 武志君
蓮 舫君 補欠選任 尾立 源幸君
西田 実仁君 補欠選任 風間 昶君
紙 智子君 補欠選任 小林美恵子君
- 十月五日
前田 武志君 補欠選任 加藤 敏幸君
- 十月六日
風間 昶君 補欠選任 西田 実仁君
- 十月十二日
鴻池 祥肇君 補欠選任 中島 真人君
- 十月十八日
又市 征治君 補欠選任 淵上 貞雄君

出席者は左のとおり。

- 委員長 中島 真人君
- 理事 荒井 正吾君
- 理事 田浦 直君
- 理事 山内 俊夫君
- 理事 直嶋 正行君
- 理事 松井 孝治君
- 理事 山下 栄一君
- 理事 小池 正勝君
- 理事 坂本由紀子君
- 理事 武見 敬三君
- 理事 中原 爽君
- 理事 西島 英利君
- 理事 野村 哲郎君
- 理事 森元 恒雄君
- 理事 山下 英利君
- 理事 山本 順三君
- 理事 尾立 源幸君
- 理事 加藤 敏幸君
- 理事 神本美恵子君
- 理事 佐藤 雄平君
- 理事 谷 博之君
- 理事 那谷屋正義君
- 理事 藤末 健三君
- 理事 築瀬 進君
- 理事 和田ひろ子君
- 理事 遠山 清彦君
- 理事 西田 実仁君
- 理事 小林美恵子君
- 理事 淵上 貞雄君
- 理事 森下 伸昭君

委員

会計検査院長 森下 伸昭君

事務局側

- 常任委員会専門員 和田 征君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○国政調査に関する件

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

(会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件)

○委員長(中島真人君) ただいまから決算委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る十二日の本会議におきまして、本決算委員会の委員長に選任されました中島真人でございます。

皆様御承知のとおり、決算審査は国会の財政監督権の中心を成すものであり、予算の衆議院に対する決算の参議院との観点からも、本委員会の使命は誠に重大であると考えております。

また、参議院改革の一環として打ち出された決算の早期審査は、決算審査の結果を翌年度の予算編成の概算要求に反映させることを目的としているものであります。

さきの常会においても当初会期内に決算審査を終了してまいります。三年連続となるこの流れを更に確固たるものとする事が期待されております。

委員長といたしましては、皆様の御支援と御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会運営に努め、委員長の責務を果たしてまいりたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(中島真人君) 委員の異動について御報告いたします。

本日までに、岡崎トミ子君、藤本祐司君、齋藤勁君、峰崎直樹君、高橋千秋君、林久美子君、鴻池祥肇君及び市征治君が委員を辞任され、補充として谷博之君、尾立源幸君、直嶋正行君、築瀬進君、和田ひろ子君、那谷屋正義君、洲上貞雄君及び私、中島真人が選任されました。

○委員長(中島真人君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

神本美恵子君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に直嶋正行君を指名いたします。

○委員長(中島真人君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島真人君) 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元に配付いたしております草案を提出することとなりました。

まず、草案の趣旨及び主要内容について御説明申し上げます。

近年、国会における決算審査につきましては、決算の国会への早期提出、審査内容の充実、政府に対する多岐にわたる措置の要求、さらには国会法第五十五条に基づく会計検査院への検査要請の実施など、その充実を図つてきております。

こうした中、会計検査院の行う会計検査につきましても、国等の締結する契約の多様な実施の担保、さらには、会計検査院による国会等への報告時期の弾力化などが求められております。

このような状況にかんがみ、第六十二回国会において、本委員会は、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もつて国会における決算審査の充実のために、所要の改正を行う会計検査院法の一部を改正する法律案を提出いたしました。この法律案は、参議院では全会一致をもって可決されましたが、衆議院解散に伴い衆議院において審査未了となり、成立に至りませんでした。しかしながら、国会における決算審査を充実させるため、会計検査院法の改正は必要であると考え、前国会提出した法律案と同じ内容の本草案を提出する次第であります。

次に、本草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、会計検査院は、国の工事以外の役務の請負又は事務若しくは業務の受託のその契約に関する会計について、新たに検査をすることができるようとし、また、国が資本金の二分の一以上を出資している法人についても、工事その他の役務の請負若しくは事務若しくは業務の受託又は物品の納入のその契約に関する会計についても検査をすることができるようしております。

第二に、会計検査院による実地の検査を受けるもの及び会計検査院から、帳簿、書類その他の資料

若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならぬものとしております。

第三に、会計検査院は、会計検査院法第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができるものとしております。

以上が、この法律案の草案の趣旨及び主要内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

それでは、本草案を会計検査院法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はいくつに散会いたします。

〔参照〕

会計検査院法の一部を改正する法律(案) 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三十条の二の規定による報告
第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「国の工事の請負人及び国」を「国若しくは前条第五号に規定する法人(以下この号において「国等」という。)の工事その他の役務の請負人

若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等」に改める。

第二十五条に後段として次のように加える。
この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条に後段として次のように加える。
この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

第二章第四節中第三十条の二を第三十条の三とし、第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 国民生活金融公庫法の一部改正
(国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。
第二十七条の二を削る。

(住宅金融公庫法の一部改正)
第三条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第三十条を次のように改める。

第三十条 削除
(農林漁業金融公庫法の一部改正)
第四条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。
第二十八条 削除
(中小企業金融公庫法の一部改正)
第五条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律

第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第二十九号を次のように改める。

第二十九条 削除

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第六条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律

第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四号を次のように改める。

第三十四条 削除

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年

法律第三十一号)の一部を次のように改正す
る。

第三十一条第一項を削り、同条第二項を同条
とする。

(国際協力銀行法の一部改正)

第八条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第

七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十条第一項中「若しくは受託者に」を「若

しくは第二十六条第一項の規定により日本政策

投資銀行からその業務の委託を受けた銀行その

他の金融機関(以下「受託者」という。)に」に改め

る。

(国民生活金融公庫法等の一部改正に伴う経過

措置)

第十条 この法律の施行の際現に附則第二条から

前条までの規定による改正前のそれぞれの法律

の規定により行われている会計検査院の検査に

ついては、なお従前の例による。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第十一条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平

成十七年法律第八十二号)の一部を次のように
改正する。

附則第三条第五項中「第二十三条第二項に規
定する受託者たる金融機関(附則第十三条の規
定による改正前の産業労働者住宅金融通法
(昭和二十八年法律第六十三号)第十条第一項の
規定による委託を受けた金融機関を含む。)又は
旧公庫法」を削る。

附則第十三条中「産業労働者住宅金融通法」
の下に「昭和二十八年法律第六十三号」を加え
る。

理 由

会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会
計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会
計の検査及び国会等への意見を表示し又は処置を
要求した事項等の随時の報告を行うことができる
こととするとともに、実地の検査等に応じる義務
を明記する必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

平成十七年十月二十四日印刷

平成十七年十月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A